

○登録住宅型式性能認定等機関の登録の区分を定める件（平成十七年国土交通省告示第九百二十一号）の一部改正（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>登録住宅型式性能認定等機関の登録の区分を定める件 1 (略) 2 前項各号に掲げる登録の申請は、次に掲げる日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）の別表1の（い）項に掲げる表示すべき事項の区分を明らかにして行うものとする。</p> <p>一〇十九 (略) 二十 断熱等性能等級 二十一 一次エネルギー消費量等級 二十二 ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等） 二十三 換気対策 二十四 単純開口率 二十五 方位別開口比 二十六 重量床衝撃音対策 二十七 軽量床衝撃音対策 二十八 透過損失等級（界壁） 二十九 透過損失等級（外壁開口部） 三十 高齢者等配慮対策等級（専用部分） 三十一 高齢者等配慮対策等級（共用部分） 三十二 開口部の侵入防止対策</p>	<p>登録住宅型式性能認定等機関の登録の区分を定める件 1 (略) 2 前項各号に掲げる登録の申請は、次に掲げる日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）の別表1の（い）項に掲げる表示すべき事項の区分を明らかにして行うものとする。</p> <p>一〇十九 (略) 二十 省エネルギー対策等級 （新設） 二十一 ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等） 二十二 換気対策 二十三 単純開口率 二十四 方位別開口比 二十五 重量床衝撃音対策 二十六 軽量床衝撃音対策 二十七 透過損失等級（界壁） 二十八 透過損失等級（外壁開口部） 二十九 高齢者等配慮対策等級（専用部分） 三十 高齢者等配慮対策等級（共用部分） 三十一 開口部の侵入防止対策</p>